休眠預金等活用法に係る追加規定

■全預金共通規定(別冊)

当金庫の預金規定に「全預金共通規定」として次の条文を新設し追加いたします。

ただし、「財産形成預金規定」は対象外とします。

1. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が 期待される日として次項において定める日
 - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等 に該当することとなった日
- (2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が 期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうもの とし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号 に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱い の預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に 定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者 に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過 した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預 金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知 が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り ます。
 - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

2.(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用 法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預 金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することにな ります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休 眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この 場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に 対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預 金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、 第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令ま たは契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るもの を除きます。)が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三 者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払 の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権 に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例に よる処分を含みます。)が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われた こと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金 者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求 することを約します。
 - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金 保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に 対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと